

会議録要旨

会 議 名	令和８年度第１回港区労働報酬等審議会
開 催 日 時	令和８年７月１０日（金曜日） 午前１０時から午前１１時１５分まで
開 催 場 所	区役所４階庁議室
委 員	（出席者） 脇 奈穂子 委員 三平 和男 委員 権丈 英子 委員 柴田 光 委員 沼口 剛 委員 室園 孝明 委員 横田 英雄 委員 （欠席者）なし
事 務 局	総務部長、契約管財課長、区役所改革担当課長、契約係長、指定管理者連携推進担当係長、企画担当係長、契約係員、企画担当係員
その他出席者	区長
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	１ 開会 ２ 委嘱状交付 ３ 委員紹介 ４ 区長挨拶 ５ 議題 （１）会長の選出について （２）職務代理の指定について （３）諮問について ６ その他 （１）港区公契約条例の概要について （２）令和９年度労働報酬下限額の設定について （３）今後のスケジュールについて ７ 閉会
配 付 資 料	資料１ 港区労働報酬等審議会委員名簿 資料２ 港区公契約条例の概要 資料３ 令和９年度労働報酬下限額の設定について 資料４ 公的機関等における経済・物価見通しと賃金動向について 資料５ 令和８年度港区労働報酬等審議会スケジュール 参考資料 港区公契約条例 参考資料 港区公契約条例施行規則 参考資料 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

会議の結果及び主要な発言	
総務部長	開会 区長 挨拶
	議題 1 会長の選出について
委 員	協委員を会長に推薦。 (満場一致で協委員を会長にすることに決定)
	議題 2 職務代理者の指定について
会 長	会長職務代理者に、権丈委員を指定。 (満場一致により職務代理者は権丈委員に決定)
	議題 3 諮問について 区長 労働報酬等下限額の設定及び労働環境確保策について諮問
会 長	ただいま、区長から諮問を受けた。本諮問については、本審議会において厳正に審議することとする。 区長は公務のため、ここで退席する。
	港区公契約条例の概要について
事務局	これまで要綱に基づき労働環境の確保に取り組んできたが、対象契約の範囲や実効性に課題があったことから条例を制定した。要綱から条例への主な変更点としては、対象契約の拡大、労働報酬等審議会の設置、労働者保護に係る仕組みの強化などである。 港区は他自治体と比較して広い範囲の契約を対象としており、条例の円滑な運用に向けて職員、事業者及び労働者への周知を進めていく。
委 員	条例運用の周知について、区職員において公契約条例への理解が十分でない場面が見受けられたが、現状どのような周知・啓発を行っているのか。
事務局	年度当初に全庁へ公契約条例の制定及び運用について文書により周知を行ったこと、今後は職員向け研修を実施し、より詳細な周知を図る予定である。 また、契約事務に関するハンドブックやマニュアルにも公契約条例に関する内容を掲載し、職員への理解の浸透を進めていく。
会 長	職員への研修について、対象の職員はどこまでを検討しているのか。
事務局	実際に実務を行う職員を対象とする予定。
委 員	建設工事では一次下請、二次下請、三次、と多重下請構造となる場合があるが、労働報酬下限額の支払状況の確認に当たり、受注者はどこまでの下請事業者を把握し、確認資料を提出することになるのか。 また、最低労働報酬額の適用や確認の対象は末端の下請事業者の従業員まで含まれるのか。元請事業者が全ての下請事業者の支払状況を確認して区へ報告することになるのか。

事務局	現行の要綱においても、元請事業者から下請事業者を含む全ての関係事業者の賃金支払状況について報告を求めており、条例施行後も基本的な運用に大きな変更はない。 また、下請階層が増えるほど状況把握が容易ではないことは認識しているものの、公契約に従事する労働者へ適正な賃金が確実に行き渡ることが条例の趣旨であるため、元請事業者に対して引き続き理解と協力を求めている。
委 員	元請事業者は下請事業者に対して適正な賃金水準を確保するよう指導が必要になる。下請階層が重なるごとに管理費等が発生するため、末端の労働者まで労働報酬下限額を確保しようとする、元請事業者の契約金額や負担が増加することが想定される。 労働報酬下限額を設定していくうえで、労働者確保の観点と事業者負担のバランスを考慮していく必要がある。
委 員	労務費の確保については、すでに国の「担い手三法」の改正により適正な労務費の確保が求められ、標準労務費も示されていることから、過度な低価格で労務費を削減するような運用は避けるべきである。 また、港区の工事現場において労働者の処遇が低下することのないよう、受注者の理解も得ながら、労働者の適正な賃金確保につながる水準で労働報酬下限額を設定していくことが重要である。
会 長	現場で働く労働者に労働報酬下限額以上の賃金が支払われることが重要であり、その実効性を確保するためには、元請事業者から下請事業者まで含めた賃金支払状況をどのように把握し、報告していくかが課題になる。
委 員	労働者への周知について、QR コード付き周知カードの活用は有効であるため、積極的に進めてほしい。一方で、建設労働者の中にはQR コードを読み取って情報を確認する機会が限られる場合もあるため、周知カードやちらしの配布に加え、労働者も対象とした説明会の開催も検討してほしい。また、建設現場では労働者の入れ替わりが多く、自身の賃金が労働報酬下限額を下回っているか判断しづらい場合もあることから、制度内容や対象者を分かりやすく周知することが重要である。
会 長	労働者への周知については、受注者から労働者へ制度内容を周知する手法も考えられるが、その点について事務局の見解を伺いたい。
事務局	説明会については、まず受注者や事業者を対象に実施することを予定している。 また、労働者への説明については、雇用関係にある事業者が責任を持って周知することが重要である。その一方で、労働者自身が港区の公契約に従事していることや適用される労働報酬下限額を認識できるようにすることも重要であるため、QR コード付き周知カードの作成・配布を進めるとともに、他自治体の事例も参考にしながら、現場への掲示等を含め、幅広い労働者へ情報が行き渡るよう工夫していきたい。
会 長	その他に質問はあるか。 (質疑なし)

事務局	令和9年度労働報酬下限額の設定について 令和9年度労働報酬下限額の設定に係る考え方及び先行自治体の状況について、条例では、工事・製造請負契約については、公共工事設計労務単価を基礎とし、それ以外の契約及び指定管理協定については、地域別最低賃金や賃金統計等を勘案して労働報酬下限額を設定している。 また、港区ではこれまで要綱に基づき労働報酬の基準額を設定しており、先行自治体においても近年の物価上昇や賃金上昇を背景に労働報酬下限額の引上げが進んでいる状況である。 国の骨太の方針、日本銀行の経済・物価見通し及び春闘の賃上げ動向について、国は継続的な賃上げを推進しており、今後も賃金と物価の上昇が見込まれることから、こうした経済情勢や賃金動向を踏まえながら労働報酬下限額について審議いただきたい。
委員	工事以外の契約について、一律の労働報酬下限額ではなく、職種別の賃金設定を検討してほしい。建築保全業務では、国土交通省が公表する建築保全業務労務単価において、清掃、設備、警備ごとに職種が区分され、さらに技能や能力に応じた区分が設けられていることから、こうした実態を反映した制度としていただきたい。千代田区では、職種別での賃金設定を行っている。 また、設備業務については高い労務単価が設定されている一方で、経験の浅い労働者と有資格者に同一水準の賃金を適用することへの課題も指摘されているため、職種や技能水準に応じた区分を設けることについて検討したい。
事務局	千代田区において、職種別の労働報酬下限額を導入していることは認識している。今後、先行自治体の事例について調査を進め、その内容を踏まえながら検討していく。
委員	今後の労働報酬下限額の検討に当たっては、建設キャリアアップシステムにおける技能者のレベル区分や市場における賃金実態を十分に考慮する必要がある。 国が技能や経験に応じた処遇改善を進めている中で、見習い等の労働報酬下限額が実勢賃金を下回る水準となった場合、労働者の就業意欲の低下や人材確保への影響が懸念される。 また、建設業及びビルメンテナンス業界では人材不足が深刻化しており、下限額の設定によっては受注者や労働者が港区の公契約を敬遠する可能性もあることから、先行自治体の事例も参考にしながら、実態に即した制度設計を進めてほしい。
会長	労働報酬下限額は最低限確保すべき水準を定めるものであり、それ以上の賃金を支払うことを妨げるものではない。 また、事業者には労働者確保と事業運営の両立という課題があることから、技能や経験等のレベルに応じて、よりきめ細かな賃金設定を行うことで事業者の理解も得やすくなると考えられるため、それらも踏まえて検討をしていきたい。 他に何か質問等はあるか。 (質疑なし)

	今後のスケジュールについて
事務局	審議会は全４回の開催を予定しており、第２回では区の財政状況や令和９年度労働報酬下限額の事務局案、東京都最低賃金の改定状況等を踏まえた審議を行う予定としている。 また、第３回では答申内容について継続審議を行い、第４回では答申内容を確認し、会長から区長へ答申を行う予定としている。 事務局は、区の予算編成日程との関係から、令和９年度予算要求に必要な見積額を算定するため、７月下旬を目途に暫定的な労働報酬下限額の事務局案を全庁へ周知する予定である。 なお、この事務局案は予算編成上の暫定的な取扱いであり、審議会における委員の意見や審議内容を制限するものではないこと、最終的には審議会の答申を踏まえて労働報酬下限額を決定し、必要に応じて見積書の再取得等を行いながら予算へ適切に反映していくとしているため、ご理解いただきたい。
委 員	令和９年度労働報酬下限額について、７月下旬に事務局案を全庁へ通知するとの説明があったが、新宿区では最終決定前の見込み額として各所管部署へ通知し、必要に応じて後日見直しを行う運用があるため、港区においても同様に、事業を所管する各部署に対して暫定的な下限額を通知するという理解でよいのか。
事務局	その認識で相違ない。
委 員	スケジュールに記載されている１０月の特別区人事委員会勧告について、これは行一（行政職給料表（一））ではないか。
総務部長	人事委員会勧告は行一をベースに示され、その後、約１か月半にわたり労使交渉が行われる。最終的には（行二）を含めた内容で妥結され、近年はおおむね１１月２０日前後に妥結している。
委 員	ビルメンテナンス関係は、一般的には行二（行政職給料表（二））だが、行一に基づき数量を設定するという事か。
事務局	人事院勧告については、区職員の賃上げ率の動向も踏まえて検討していただきたいとの趣旨で記載しているものであり、人事院勧告と完全に連動させることを意図したものではない。１０月中旬頃に示される公務員の賃金動向を参考情報として共有し、参酌基準という位置付けではなく、議論の際の参考として活用いただきたいという考えである。
総務部長	賃金決定の仕組みについては、認識のとおりである。
会 長	令和９年度予算編成のために７月下旬に暫定的な労働報酬下限額の事務局案を全庁へ通知するとの説明があったが、本審議会での具体的な検討が行われていない段階で、どのような考え方に基づく数値を示す予定なのか。
事務局	現在の港区の労働報酬下限額である時給１,５７０円については、最低賃金や賃金水準の上昇傾向を踏まえると、令和９年度には引き上げられることが見込まれるため、現行額のままでは翌年度契約に必要な予算が不足する可能性がある。 そのため、令和９年度予算編成に当たっては、事務局において現行額に一定額を上乗せした暫定的な労働報酬下限額を設定し、各所管課へ通知した上で、その数値を前提に見積書を徴取し、予算要求を行う予定としている。 なお、この数値は予算編成上の暫定的なものであり、最終的な労働報酬下限額については、本審議会での審議及び答申を踏まえて決定していく。

会 長	あくまで暫定的なものであり、当該案の金額に縛られるものでないこと理解した。その他に質疑等はあるか。 (質疑なし)
会 長	以上をもって、本日の会議を閉会とする。 閉会